季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症治癒による通学届

提出日　令和　　年　　月　　日

年　　クラス　　学生番号　　氏名

●診断名　　【　　】

●受診医療機関名【　　】

●診断を受けた日：令和　　年　　月　　日(　　)

【医師からの診断】

- 経 過 期 間:令和　　年　　月　　日（　　）～令和　　年　　月　　日（　　）
- 通学可能日:令和　　年　　月　　日（　　）

【出席停止の期間の基準】　＊学校保健安全法より

新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで。
インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで。

＊症状が長引く場合は、再度病院へ行って診断をしてもらってください。

診療機関受診領収書　添付（裏面でも可）

＊再度病院に行った場合も、領収書を添付してください。

必ず添付のこと

＊通学届の提出をもって、学校への通学及び学生生活の復帰ができます。

通学初日の朝に、事務室（学生支援課）に提出して、授業を受けること。治癒７日以内に提出がない場合は、公欠を認めないこともあります。